

利子補給額確定申請に必要な書類一覧

- ・ 交付決定を受けた場合は、融資実行（融資金が管理組合の口座に振り込まれた日）から**150日以内**に利子補給額確定申請の手続きを行ってください。（郵送提出可）
- ・ また、マンション改良工事助成申込から利子補給額確定申請までの間に、理事長が変更した場合は、申請と併せて管理組合代表者等変更届を提出してください。（代表者等変更の手続きは、＜管理組合代表者等の変更＞をご覧ください。）

■ 申請に必要な書類…申請には、以下の（１）～（６）が必要です。

（１）利子補給額確定申請書

- ・ この申請書は、助成申込後に交付決定通知をお送りする際に同封します。
- ・ 申請書の記載要領等を、東京都マンションポータルサイトに掲載しています。

（２）「金消契約締結に関する通知書（総額決定通知）」の写し

（３）機構と締結した「金銭消費貸借契約証書」の写し

（４）償還予定表の写し

（５）工事写真

- ・ 建物全景（施行前と後）、施工状況（施行前と後）を提出してください。
- ・ 工事写真が膨大になる場合は、抜粋していただいても構いません。
（例：バルコニー防水の施行前後の写真が全戸分ある場合、ある１戸の施行前後の写真のみを抜粋）

（６）「利子補給台帳」送付用封筒

- ・ A4用紙が三つ折りで入る大きさ（長3サイズ）、**82円切手**を貼ってください。
- ・ 委任状によって、利子補給台帳受領が委任されている場合は、管理会社や施工会社等の住所を、委任されていない場合は、理事長又は管理組合の住所を記入してください。
- ・ 委任されている場合は、管理会社や施工会社宛の料金受取人払郵便もご利用いただけます。

【郵送先】

〒163-8001 新宿区西新宿 2 - 8 - 1
住宅政策本部 住宅企画部 マンション課 マンション管理担当